

6 許可申請に必要な書類（知事許可の場合）

1) 許可申請書 ※必要書類数：申請人の数＋2部	確認
①農地法第4条の規定による許可申請書（様式第5号の1）（法第4条第2項）	☐
②農地法第5条の規定による許可申請書（様式第5号の2）（法第5条第3項）	☐
2) 必要な添付書類※必要書類数：各1部	
①法人にあっては、法人の登記事項証明書（現在事項又は履歴事項全部証明書）及び定款又は寄付行為（則第30条第1号、則第57条の2第2項第1号）	☐
②土地の位置を示す図面及び土地の登記事項証明書（則第30条第2号、則第57条の2第2項第1号）	☐
ア 申請に係る土地の登記事項証明書（全部事項証明書に限る。）	☐
イ 申請に係る土地の地番を表示する図面（公図の写し）	☐
ウ 申請地の位置及び付近の状況を表示する図面（1/10,000～1/50,000程度：住宅地図、GoogleMap等の写しなど）	☐
エ 申請に係る土地が一筆の内の一部であるときは、申請地の位置を朱線により特定した図面（公図、配置図等）及び面積を特定した図面（測量図、求積図等）。ただし、所有権の移転、権利の設定で分筆・地目変更等の登記手続きが生じる場合には地籍測量図。	☐
オ 申請に係る土地が一筆の内の一部である場合に、所有権の移転、権利の設定で分筆・地目変更等の登記手続きが生じるにもかかわらず、求積図等地積測量によらない面積で申請を行う場合には、内面積申請確認書（様式第5号の3） （注）所有権の移転、権利の設定で分筆・地目変更等の登記手続きが必要な場合には、申請前の分筆登記を指導するものとする。 ただし、やむを得ない事情により分筆登記が申請後となる場合には地籍測量図を添付するものとする。 なお、指導によらず、求積図に基づいた内面積で申請を行いその後地積測量を行った結果、許可指令書的面積と分筆登記（地籍測量図）面積が同一（ここでいう同一とは、場所及び面積が同じことをいう。面積が同じとは許可指令書と土地登記簿に記載された面積が下一桁まで同じ値であることをいう。）でない場合、許可指令書の同一証明願出が行われたとしても分筆登記の面積は許可指令書的面積と同一であると認められないことから、再度の許可申請又は事業計画変更承認が必要となる。	☐
③申請に係る土地に設置しようとする建物その他の施設及びこれらの施設を利用するために必要な道路、用排水施設その他の施設の位置を明らかにした図面（則第30条第3号、則第57条の2第2項第1号）	☐
カ 申請地に建設しようとする建物又は施設の面積、位置及び施設物間の距離を表示する図面（1/500～1/2,000程度。設計図による代替も可）及び配置図。	☐
キ 排水等の生ずる施設にあっては、用排水施設を明らかにした図（用排水図）	☐
ク 建物その他の施設を利用するために必要な道路（接道していない場合にはその進入路）やその他の施設（水路を跨ぐために橋を架ける場合など）を明らかにした図	☐
④転用の目的に係る事業の資金計画に基づいて事業を実施するために必要な資力及び信用があることを証する書面（則第30条第4号、則第57条の2第2項第1号）	☐
ケ 転用目的に係る事業の資金計画書（様式第5号の4）	☐
コ 申請者の自己資金による場合： ・申請者の預金残高証明書又は預金通帳の写し ・手付金等の払込済み資金を充てる際には、振込明細書又は領収書の写し（ただし、領収書については、印紙貼付及び割印があるものに限る。）	☐
サ 借入金（配偶者等親族、金融機関、その他の者）、補助金等による場合：	☐

・配偶者等親族：資金拠出の確認書及び預金残高証明書又は預金通帳の写し ・銀行等金融機関：融資証明書（融資決定通知書、融資内諾通知書など） ・その他個人や法人：融資証明書及び預金残高証明書又は預金通帳の写し ・補助金等公的資金：補助金等の内示の写し、交付決定の写しなど ・用地買収の保証金：買収証明書又は買収予定証明書（金額入り） など、その他必要に応じて資料を求める場合がある。	
3) 個々に応じて必要な書類（その他参考となる書類：則第30条第7号） ※下記①～⑥に根拠条文の記載がない書面については、「その他参考となるべき書面」に含まれる。	☐
①土地登記事項証明書の所有名義人と、申請人（譲渡人）が異なる場合、申請人が真正な権利者であることを確認できる書類。（法第4条第6項第3号、法第5条第2項第3号）	☐
ア 相続が未登記の場合： ・相続系譜図、戸籍謄本及び遺産分割協議書または相続放棄書。	☐
イ 相続による共有関係を維持したまま相続人の1人が転用申請をする場合： ・相続系譜図、戸籍謄本及び転用行為をする者が4条申請を行い、それについて他の相続人（共有者）の全員が同意する旨の文書。	☐
ウ 所有権以外の権原に基づいて申請をする場合には、所有者の同意があったことを証する書面、申請に係る農地につき地上権、永小作権、質権又は賃借権に基づく耕作者がいる場合には、その同意があったことを証する書面	☐
②土地所有者の住所が土地登記事項証明書記載の住所と異なる場合	☐
エ 両者が同一人物であることを確認できる書類。（住民票、戸籍の附票等。）	☐
③申請者が成年被後見人である場合（法第4条第6項第3号、法第5条第2項第3号）	☐
オ 成年後見人等の法定代理人であることを示す登記事項証明書	☐
④法人が財産を取得し、処分する場合に、法令、定款、寄附行為で特別に定めがある場合には、その手続きを了していることを示す書面（法第4条第6項第3号、法第5条第2項第3号） （例）株式会社が会社法の規定に係る重要な財産の取得や処分等を行う場合には、取締役会の議決に係る議事録の写し、など。	☐
⑤当該事業に関連して法令に定めるところにより許可、認可、関係機関の議決等を要する場合において、これを了しているときは、その旨を証する書類（則第47条、則第57条）	☐
カ 許認可の申請したことを証する書面（受理書、受付印のある副本等）	☐
キ すでに許認可を受けているときは許認可証の写し又はこれを証する書面 （例）都市計画法、沖縄県土保全条例、墓地埋葬等に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、各市町村の開発関係条例、法定外公共物管理条例など	☐
ク 関係機関の議決を要する場合には、議決書の写し	☐
⑥申請に係る農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用出来る見込みがあることを証する書面（則第47条、則第57条）	☐
ケ 当該申請地と一体として事業目的に使用する土地の登記事項証明書の写し	☐
コ 申請地への進入路の土地所有者が転用事業者ではない場合 ・土地所有者の同意書（通行等）、通行地役権を登記した土地登記事項証明書等）	☐
サ 当該申請地以外の土地所有者が転用事業者ではない場合 ・土地所有者の同意書又は契約書（売買、貸借権、使用貸借権等）など	☐
⑦転用目的が資材置場・駐車場・再生可能エネルギー（太陽光等）発電設備・倉庫（農業用・商業用等）・工場・農業用施設等の場合	☐
シ 「(〇〇〇) 設置事業計画書」(様式第5号の5)	☐
ス 既存置場の利用状況がわかる位置図(住宅地図等)及び平面現況図又は写真	☐
セ 申請人の業務について行政庁の営業免許・認可等を要するものはその写し	☐
⑧転用目的が建売住宅や宅地造成の場合	☐
ソ 宅地建物取引業者の免許証の写し	☐

⑨申請地が土地区画整理事業施行区の土地の場合	☐
タ 仮換地証明、仮換地案内図及び仮換地指定図など	☐
⑩申請地が土地改良区内の場合（則第30条第1項第6号・第57条の2第2項第3号）	☐
チ 土地改良区の意見書。ただし、意見を求めた日から30日を経過してもなおその意見を得られない場合には、その事由を記載した書面	☐
ツ 土地改良区が解散している場合は、解散がわかる書面。	☐
⑪申請に係る農地を転用する行為の妨げとなる権利を有する者がある場合（則第30条第1項第5号・第57条の2第2項第2号）	☐
テ 申請地を賃借権（法第3条許可・基盤強化法による利用権設定）により耕作している場合はその者の同意があったことを証する書面。（法第3条による賃借権を設定している場合には、法第18条許可証の写し）	☐
⑫当該事業に関連する取水又は排水につき水利権者、漁業権者その他関係権利者の同意を得ている場合には、その旨を証する書面	☐
⑬代替地を検討した書面（第2種農地、第1種農地、甲種農地の場合）	☐
⑭転用目的が農家住宅の場合は、農業従事者証明等（甲種農地の場合）	☐
⑮許可を受けずに転用行為を行った土地について市町村農業委員会等の指導等に基づき申請を行う場合	☐
ト これら行為の経緯及び理由を示した始末書等及び現地の写真	☐
⑯その他、参考となるべき書面（則第30条第1項第7号・第57条第2項第5号）。 （注）許可申請を行うに当たって、特に必要がある場合に限ることとし、印鑑証明書や住民票等の添付を求めることがある。	☐
4）太陽光発電設備等の設置申請に添付する書類	☐
①太陽光発電設備等の設計図（パネルの枚数・大きさ・総面積、支柱の構造、高さ、本数、パネルの間隔、パワコン、キュービクル、電柱等が記載されていること。）	☐
②営農型太陽光発電設備等を設置する場合	☐
ア 下部の農地における営農計画書（様式第5号の10）	☐
イ 営農型発電設備の設置による下部の農地における営農への影響の見込み及びその根拠となる関連データ（例えば、試験研究機関による調査結果等）、必要な知見を有する者の意見書又は先行して営農型発電設備の設置に取り組んでいる者の事例（例えば、普及指導員、試験研究機関、設備の製造業者等）	☐
ウ 営農型発電設備を設置する者と下部の農地において営農する者が異なる場合には、支柱を含む営農型発電設備の撤去について、設置者が費用を負担することを基本として、当該費用の負担について合意されていることを証する書面	☐
③農地の法面等の太陽光発電設備を設置する場合	☐
エ 本地における営農計画書及び法面等の維持管理に関する計画書	☐
オ 太陽光発電設備を設置する者と法面等の所有者等が異なる場合には、太陽光発電設備の撤去について、設置者が費用を負担することを基本として、当該費用の負担について合意されていることを証する書面	☐
④発電設備を電気事業者の電力系統に連携することとされている場合	☐
電気事業者が接続に同意を証する書面及び経済産業大臣の再生可能エネルギー発電施設の認定通知書の写し。	☐
農業委員会が添付すべき書類	☐
①農地法第4条・第5条の規定による許可申請に係る意見書（様式第5号の6）	☐
②農地区分を判断した書類、地図等（次頁一覧表を参照のこと）	☐
③その他必要な書類	☐

農地区分を判断した書類一覧

※全ての申請地について、農振農用地区域内外がわかる書面（例：農業振興整備計画書等の写し。）

農地区分	許可基準に定める農地区分の該当事項	内容	添付書類・その他
農振農用地	運用通知第2の1の(1)のアの(ア)	農振農用地区域内にある農地	・転用目的が農業用施設であれば、農業用施設用地へ用途変更したことがわかる書面（農振整備計画書の農業用施設用地一覧など）
第1種農地 （良好な営農条件を備えている農地）	運用通知第2の1の(1)のイの(ア)のa	おおむね10ha以上の規模の団一の農地の区域内にある農地。 ◇農業機械が容易に横断し又は迂回することができ、一体として利用することに支障がないと認められる場合は、「一団の農地」 ◇傾斜、土性その他の自然的条件からみて効率的な営農を行うことができない場合は、「一団の農地」とは扱わない。	・一団の農地 10ha以上であることを示す図面が必要。
	運用通知第2の1の(1)のイの(ア)のb	土地改良事業の施行区域	・土地改良事業等の施行区域内を示す図面 ・土地の登記事項証明書に土地改良法等の記載、公図に土地改良所在図など
	運用通知第2の1の(1)のイの(ア)のc	傾斜、土性その他の自然的条件からみてその近傍の標準的な農地を超える生産をあげることができると認められる農地	・統計等の資料
甲種農地 （市街化調整区域内にある特に良好な営農条件を備えている農地）		市街化調整区域内	・都市計画図（市街化区域と市街化調整区域がわかる図面に申請地を示す）
	運用通知第2の1の(1)のウの(ア)のa	10ha以上の規模の団一の農地の区域内にある農地のうち、その区画の面積、形状等が高性能農業機械による営農に適するものと認められる。	・一団の農地 10ha以上であることを示す図面が必要。
	運用通知第2の1の(1)のウの(ア)のb	特定土地改良事業等の施行区域内の農地で、工事完了年度の翌年度から起算して8年を経過していない農地	・特定土地改良事業等の施行区域内を示す図面 ・土地の登記事項証明書に土地改良法等の記載、公図に土地改良所在図など
第3種農地 （市街地内農地）	運用通知第2の1の(1)のエの(ア)のaの(a)	上水管・下水管又はガス管のうち2種類以上が埋設されている幅員4m以上の道路及び第42条第2項の規定による指定を受けた道路沿いで、かつ、申請地のおおむね500m以内に2以上の教育施設、医療施設その他の公共施設又は公益的施設が存すること。（下水管は、農漁村集落排水も含む）	・申請地に接している道路（幅員4m以上・2項道路）に上水管・下水管・ガス管が埋設されていることがわかる図面（申請地を示すこと）。 ・住宅地図等（申請地と該当施設の距離を示す。）
	運用通知第2の1の(1)のエの(ア)のaの(b)	申請地の概ね300m以内に、 (i)鉄道の駅、軌道の停車場又は船舶の発着場。 (ii)高速道路のインターチェンジ。 (iii)県庁、市役所又は町村役場（支所も含む）。 (iv)その他 i～iiiに掲げる施設に類する施設（具体的には専用バスターミナル）。	・住宅地図等（申請地と該当施設の距離を示す。）
	運用通知第2の1の(1)のエの(ア)のbの(a)	住宅の用もしくは事業の用に供する施設又は公益施設若しくは公益的施設が連たんしていること。	・住宅地図等（申請地が連たんしている区域内にあることがわかる範囲）
	運用通知第2の1の(1)のエの(ア)のbの(b)	街区の面積に占める宅地の面積の割合が40%を超えていること。	・街区を示し、その中の宅地と農地の割合を示した地図。 ・割合を算出した資料。 ・違反転用された土地で、転用許可を受けていない場合は「農地」の面積に含める。
	運用通知第2の1の(1)のエの(ア)のbの(c)	都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められていること。	・都市計画図（申請地を示す）
	運用通知第2の1の(1)のエの(ア)のc	土地区画整理法第2条第1項に規定する土地区画整理事業の施行に係る区域	・土地区画整理事業地内である土地かがわかる証明（仮換地証明等）
第2種農地 （市街地近接区域）	運用通知第2の1の(1)のオの(ア)のaの(a)	相当数の街区を形成している区域	・住宅地図等（相当数の街区が確認できる範囲）
	運用通知第2の1の(1)のオの(ア)のaの(b)	第3種基準の、鉄軌道等の駅・役所・バスターミナルの500m以内の区域（①）。（その半径500m以内で宅地が40%を超える場合はさらに延長できる。→宅地の割合が40%になるまで。ただし、最大1kmまで（②））	【左記①の場合】 ・住宅地図等（申請地と該当施設の距離を示す。） 【左記②の場合】 ・宅地率が40%になる範囲の円等を以下 i 及び ii についてそれぞれ示した住宅地図等 i 該当施設から半径500mの円。 ※この場合も宅地率40%超であること。 ii 該当施設から宅地率が40%になる範囲（半径が500m～1km）を示した円。 ・上記 i 及び ii の宅地率の割合を算出した資料。
	運用通知第2の1の(1)のオの(ア)のb	宅地化の状況からみて、エのbに掲げる区域に該当するものとなることが見込まれる区域として、宅地化の状況が同bの(a)に掲げる区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模がおおむね10ha未満であるもの。	・「一団の農地」と面積を示した航空図（分断要因も記載する。）→原野、段差（約〇m）、県道（中央分離帯有り）、宅地等
第2種農地 （その他農地）	運用通知第2の1の(1)のカの(ア)	農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地、第2種農地（市街地近接区域）及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地	・「一団の農地」と面積を示した航空図（分断要因も記載する。）→原野、段差（約〇m）、県道（中央分離帯有り）、宅地等